

改正

平成6年3月25日規則第4号
平成9年3月24日規則第8号
平成11年3月24日規則第8号
令和4年12月9日規則第34号
令和6年2月13日規則第5号

芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例（昭和59年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1項第1号の規定で定める基準とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 玄関帳場の位置が容易に判明しないもの又は玄関帳場が形式的で客との面接に適さないもの
- (2) 会議室、宴会場、食堂その他利用者の共用に供する室を有しないもの
- (3) 玄関帳場を経由せず客室に通ずる出入口等を有するもの
- (4) 施設の形態、色彩、照明、広告塔が異様で周囲の環境に相応せず、青少年の健全な育成及び地域における善良な風俗の保持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 性的感情を刺激するために設置する内装、照明、装飾品等の内部設備が備わっているもの
- (6) 直接客との面接を要しない設備を有するもの

(事前届出)

第3条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、芦屋町旅館等建築届出書（様式第1号）に次の表に掲げる図書を添付して、町長に提出しなければならない。

図書の種類	明示する事項
事業概要書	コンセプト、ターゲット層、価格設定を明示したもの
付近見取図	方位、目標となる地物
配置図 (車庫及び駐車場を含む)	縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、敷地に接する道路の幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況
各階平面図	縮尺 100分の1～200分の1 各室の用途及び面積
立面図	4面の縮尺、高さ、開口部の位置、色彩
完成予想図	4面以上で建築物、門、塀の意匠及び色彩を明示したもの（屋外広告物を含む外観） 着色した透視図（客室内部）

その他	町長が必要と認めたもの
-----	-------------

2 町長は、建築主が看板、広告塔、又はネオン等を設置する場合には、前項に規定する図書のほか、必要な書類を添付させることができる。

(通知)

第4条 町長は、条例第3条の規定による届出の建築物が、条例第2条に規定するモーテル類似施設に該当するか否かの通知を、芦屋町旅館等建築通知書（様式第2号及び様式第3号）により行うものとする。

(中止命令)

第5条 町長は、条例第5条第1項の規定による建築の中止命令を、芦屋町モーテル類似施設建築中止命令書（様式第4号）により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第5条第2項の規定による公表は、町の広報紙への登載その他の方法により行うものとし、公表内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築主の住所及び氏名

(2) 建築物の設置場所、建築物の用途及び目的、その他町長が必要と認めたもの

(身分証明)

第7条 条例第6条第2項に規定する身分証明書は、様式第5号による。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日規則第4号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日規則第8号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日規則第8号)

第1条 この規則等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 第3条の改正規定 平成11年4月1日

(4)～(8) 略

附 則 (令和4年12月9日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年2月13日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

芦 第 号

年 月 日

芦屋町長 様

建築主 住 所

氏 名

電 話

芦屋町旅館等建築届出書

芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例第3条の規定により、次のとおり届出ます。

記

- (1) 旅館等の名称
- (2) 旅館等の建築予定地
- (3) 旅館等の構造設備の概要

※ 別添図書のとおり

- (4) その他町長が必要と認めた書類

※ 届出代理人

住 所

氏 名

電 話

様式第2号 (第4条関係)

芦 第 号

年 月 日

様

芦屋町長

芦屋町旅館等建築通知書

あなたが、現在下記の場所において建築を計画中の建築物は、芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例に規定するモーテル類似施設に該当し、建築してはならないことになっておりますので、同条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

記

建築物

名 称	
建築予定地	

様式第3号 (第4条関係)

芦 第 号

年 月 日

様

芦屋町長

芦屋町旅館等建築通知書

あなたが、現在下記の場合において建築を計画中の建築物は、芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例に規定するモーテル類似施設に該当せず、同条例に抵触しませんので、同条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

記

建築物

名 称	
建築予定地	

様式第4号 (第5条関係)

芦 第 号

年 月 日

様

芦屋町長

芦屋町モーテル類似施設建築中止命令書

あなたが、現在下記の場所において建築中の建築物は、芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例に規定するモーテル類似施設に該当し、建築してはならないことになっていますので、同条例第5条の規定に基づき、建築の中止を命じます。

なお、この中止命令に違反したときは6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処することになっています。

記

建築物

名 称	
所 在 地	

様式第5号 (第7条関係)

(表)

写 真	第 号
立 入 調 査 員 証	
職 名	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
上記の者は芦屋町モーテル類似施設の建築規制に関する条例第6条に規定する 立入調査等を行う職員であることを証する。	
年 月 日発行	
芦屋町長	

(裏)

芦屋町モーテル類似施設の建築規 制に関する条例 (抜すい)
(立入調査)
第6条 町長は、モーテル類似施設の建築をしようとする者に対し、この条例の施行に必要な限度内において、報告を求め、又は職員をして建築物及び建築物の敷地内に立ち入らせ、調査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求あるときは、これを提示しなければならない。